

船橋市教育委員会会議 8月定例会会議録

1. 日 時 令和4年8月18日(木)
 開 会 午後 2時00分
 閉 会 午後 3時19分
2. 場 所 市役所11階 大会議室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
 教育長職務代理者 佐 藤 秀 樹
 委 員 鳥 海 正 明
 委 員 小 島 千 鶴
 委 員 朝 倉 暁 生
4. 出席職員 教育次長 村 田 真 二
 管理部長 森 昌 春
 学校教育部長 磯 野 護
 生涯学習部長 三 澤 史 子
 教育総務課長 五十嵐 正 樹
 学務課長 野 木 英 表
 指導課長 茂 木 義 久
 社会教育課長 牟 田 重 実
 施設課長 安 藤 明 宏
 総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
 郷土資料館長 金 子 俊
 中央公民館長 関 根 努
 生涯スポーツ課長 高 橋 伸 行
 保健体育課長 高 橋 和 宏
 船橋市立船橋高等学校長 津 田 亘 彦
 西図書館長 柴 山 和香子
 青少年課長 池 田 直 樹
 文化課長 松 田 修
 青少年センター所長 山 岸 秀 規
 総合教育センター教育支援室長 藤 原 裕 子
 船橋市立船橋高等学校事務長 須 藤 伸 也
 教育支援室副主幹 鰐 部 裕 実

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第42号 令和5年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第43号 令和5年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

議案第44号 令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第45号 令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 令和4年度全国高等学校総合体育大会結果報告について（市立船橋高等学校）
- (2) 令和4年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (3) 令和4年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (4) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りします。

7月14日に開催しました教育委員会会議7月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして、承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、5名の方の申込みがありましたので、全員の傍聴を認めることといたします。

傍聴人をお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守

っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第44号、議案第45号及び報告事項（2）、（3）につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思えます。

また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項（4）の後に繰り下げたいと思えます。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第42号につきまして、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第42号「令和5年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

令和5年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15条の規定に基づき教育委員会会議において議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

令和4年5月27日付千葉県教育委員会教育長発通知「義務教育諸学校における令和5年度使用教科用図書の採択について」により、以下の指導及び助言がございました。

令和4年度において、1、小学校用教科用図書については、学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

2、中学校用教科用図書については、附則9条図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

3、特別支援学校の小学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

4、特別支援学校の中学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和3年度と

同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

5、附則9条図書の採択については、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童生徒用の教科の主たる教材として、教育目標を達成する上で適切な図書を採択することとなっております。

次に、教科用図書採択の公正確保についてです。

1、教科用図書選定に関わる委員、または調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することがないように留意すること。

2、教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。教科書採択に関わる教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に決めておくこと。外部からの不当な働きかけにより、公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

3、十分な審議や調査研究を経ず、これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の委員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように採択手続の適正化に努めること。そのほか、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。

主な指導及び助言の内容は以上でございます。

これらを踏まえ、本年度、教育委員の皆様は採択についてのご審議をお願いするのは、令和5年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書についてとなります。

なお、その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、昨年度採択したのと同じ教科書を採択していただくこととなりますので、はじめにそちらの採択をお願いいたします。

【教育長】

ただいま事務局から説明がありました。

県の指導もありますので、小学校教科用図書につきましては、資料の別紙1に掲載の教科用図書を継続採択することについてご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和5年度使用小学校教科用図書は、全種目において令和4年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、中学校教科用図書につきましては、資料の別紙2に掲載の教科用図書を継続採択することについてご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和5年度使用中学校教科用図書は、全種目において令和4年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書の選定結果について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、続きまして、本年度採択についてご審議をお願いする特別支援学校及び特別支援学級教科用図書についてご説明いたします。

本年度使用の小・中特別支援学校教科用図書は、別表1から3のとおりでございます。

21ページですが、別表4の記載が抜けております。申し訳ございません。21ページは別表4とさせていただきます。

別表4は令和5年度使用の小・中学校教科用図書の一覧、別表5は特別支援学校及び特別支援学級用に新たに選定された図書でございます。各教科書の調査研究の結果は、委員の皆様及び傍聴者の皆様にお配りしてあります令和5年度使用教科用図書選定資料でございますので、そちらをご覧ください。

では、この後、令和5年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会委員長であります学校教育部長より報告させていただきます。

なお、各教科書についてのご質問は、主に担当の指導主事がお答えさせていただきます。

以上となります。

【学校教育部長】

それでは、令和5年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきましてご報告いたします。

はじめに、本日の報告に至るまでの経緯についてご説明いたします。

令和4年3月の教育委員会会議定例会におきまして、令和4年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱及び専門調査員数についてご承認いただき、4月の教育委員会会議定例会において選定委員会委員についてご承認をいただきました。

このことを受けまして、5月16日に第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催し、令和5年度使用の附則9条図書について調査研究をするため専門調査委員会を設置いたしました。

専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。

調査研究に当たりましては、千葉県教育委員会が示しました基本的な3観点であります学習指導要領への対応、内容、造本を重視するとともに、本市の児童生徒や教職員の実態、船橋市教育振興ビジョン、教育振興基本計画への適合等について考慮いたしました。

7月11日には、第2回選定委員会を開催し、専門調査員から調査報告と質疑を行い、その結果を基に令和5年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議し、選定をいたしました。

選定に当たりましては、次の4点に特に留意をいたしました。

1点目は、教育基本法の趣旨や学習指導要領の基本的な考え方、内容を実現する上で最もふさわしいこと。

2点目は、船橋の児童生徒にとって学びやすいこと。

3点目は、教師にとって指導しやすいこと。

4点目は、本市の教育振興ビジョン及び教育振興基本計画に適合していることでございます。

以上が選定までの経緯でございます。

【教育長】

それでは、特別支援教育の教科用図書の審議に入りますので、教科用図書選定委員から説明願います。

【学校教育部長】

特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書附則9条本の選定結果について報告いたします。

まず、特別支援学校、特別支援学級の教科用図書につきまして簡単に説明させていただきます。

特別支援学校及び特別支援学級では、3種類の教科書から児童生徒一人一人の実態に合わせて選定できることとなっております。①文部科学省の検定済教科書、②文部科学

省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる星本、③学校教育法附則9条に規定する一般図書でございます。

今回、選定委員会では、学校教育法附則9条の規定による一般図書3冊を選定いたしました。令和5年度使用教科用図書選定資料に詳細な報告を掲載してございます。専門調査員の報告、質疑の中から、3冊それぞれの特徴についてご報告させていただきます。

まず、1冊目は、国語の「ユニバーサルデザイン絵本6 おでかけまるちゃん」です。

お話の内容が、点字と形や感触の違う凸状の点や線で表現され、いろいろな楽しみ方で絵本を読むことができます。児童生徒にとって身近で簡単な言葉を視覚、触覚を使って学習することができるので、聞くことや見ることに注意や集中を向けにくい児童生徒が触ってみることで興味を持ったり、読み聞かせをする大人や一緒に見る友達と相互にやり取りをしながら感触を共有し、共感しながら楽しむことができます。この絵本を通じて、コミュニケーションや人との関わりを深めることもできます。また、1枚の厚い紙を蛇腹にして絵本の形にしているため、金具がなく、安全なつくりとなっております。

2冊目は、「ひとりだちするための国語」です。

普段の生活に関することや社会に出るまでに身につけさせたい具体的なことがテーマごとに配列され、身近な生活に直結した内容で学習に取り組みやすいものになっています。また、学んだことを学校生活や社会生活に生かせる内容でもあります。さらに、コミュニケーションの基礎から会話や読書、作文などが取り上げられており、聞く、話す、読む、書くの分野を横断的に学ぶことができる内容になっています。文字の大きさがちょうどよく、見やすく、全ての漢字に振り仮名が振られていて、書き込みがしやすい紙質になっています。

最後に、算数・数学の「ミキハウス 音のでるしごとえほん レジスター」です。

ICボードを使ってお金や数字に興味を持ちやすく、楽しく学習できるものです。身近な食べ物が題材になっており、音の鳴るレジスターやポイントカードなどがあるので、実際の買物と結びつけやすく、興味や関心を持ちやすい絵本です。買物ごっこをしながら計算や物の分類を学習することができます。具体物があることで実際の場面を想定して学習できたり、友達と役割を決めて学び合ったりすることで学びを深めることができます。また、絵本の紙質がよく、ICボードがプラスチック製で丈夫なつくりとなっております。

以上の理由により、3冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。なお、別表3の一般図書は昨年度に採択済みのもので、3冊追加しておりますので、合計134冊となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま特別支援教育の教科用図書について説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

昨年の10月から教育委員になったので、採択の視点についてお伺いしたいと思いました。

今のご説明の中で採択の視点として、船橋の子どもであるとか、船橋の特性を踏まえとか、あるいは船橋教育大綱に沿ったという地域性の部分が述べられていたかと思うのですが、これはすごく重要な視点だと思います。

一方で、特別支援学級の実情を鑑みた場合に、これらの視点を盛り込むことがどの程度可能なかということについてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【総合教育センター指導主事】

船橋の教育目標の一つに、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」とございます。特別な支援が必要な子どもたちについても、自立して生活することや社会と関わって生活することを目標にして学習を進めております。そのための題材として、買物学習は、商業施設の多い船橋においては、実体験を通して学ぶことができるものとして、教科等を合わせた授業の中で広く取り組まれておるところでございます。

今回選定された3冊は、それらに必要なスキルを身につけることのできる内容となっております。

【教育長】

朝倉委員、よろしいですか。

【朝倉委員】

ありがとうございました。

すみません、もう1点追加でよろしいでしょうか。

ただいまの選定の視点に関連することなのですが、実際の現場における児童生徒の様子と、それから発達検査等の結果ということ踏まえて選定をしておられるということなのですが、これらについて、特に我々が共有しておくべきことがあったらお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【総合教育センター指導主事】

特別支援学校や特別支援学級に就学している児童生徒につきましては、就学先の決定において発達検査の結果を判断材料の一つにしています。児童生徒の知的水準だとか認知の特性について知ることができる発達検査などの客観的な資料を教科書を選ぶ際の参考にすることもございます。

したがって、様々な実態の児童生徒が使用する教科書においては、多くの教科書を比較検討して慎重に選ぶことが求められています。

【朝倉委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

では、少し教えていただきたいことがあるのですが、一人一人異なる教科書を使うこともあるということをお聞きしましたが、その場合授業はどのような形で進めているのかお聞かせ願えればと思います。

【総合教育センター指導主事】

授業の進め方につきましては、教科等は個別に教科学習の時間を設けて、一人一人の課題に合った学習を進め、教師が個別に指導をすることが多いです。ただ、習熟の状況によってはグループ学習で進めることもあります。

「ユニバーサルデザイン絵本6 おでかけまるちゃん」は、裏面がすごろくになっていますので、グループで楽しみながら数を数える学習や順番を待つこと、それから勝ち負けにこだわり過ぎないことなどの指導を行うこともできると考えられます。

【教育長】

ほかになにかご意見、ご質問ございますか。

【鳥海委員】

特別支援学校と学級に関していえば、医者をやっている私から見ても本当にいろんな段階のお子さんがいらっしゃるものですから、材料は、本当に多ければ多いほど救いになるのではないかなと基本的には思っています。

今回、見させていただいた3冊とも非常によく工夫されていて、前回選定したパソコンを触りたくなるようなというものから、今度は何かお仕事したくなったりとか、お買物したくなるようなかと本当に材料が増えていると思っています。

特に、児童生徒たちにとって興味深い題材を設定するという面での工夫みたいなものがあつたら教えていただければと思います。

【総合教育センター指導主事】

「ミキハウス 音のでるおしごとえほん レジスター」は、実際のレジスターから音が出ること、それから具体物を操作できることなどから、児童生徒は特に興味を持つと考えられます。

それから、「ユニバーサルデザイン絵本6 おでかけまるちゃん」は、1枚の厚い紙を蛇腹にして絵本の形にしてありまして、物語を少しずつ展開していくことができるので、児童生徒の興味を引くことができると考えられます。

「ひとりだちするための国語」は、日常生活に即した具体的な事柄について学べる内容が多く、興味を引く内容となっていると考えられます。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かございますか。

【小島委員】

今回は、国語から2冊、算数・数学から1冊というようなくくりになっているのですが、教科横断的な取組という意味では、今後どのような活用が考えられるのか、工夫できるのか、もしお考えがあればお聞かせください。

【総合教育センター指導主事】

「ミキハウス 音のでるおしごとえほん レジスター」は、算数の領域ではあるんですけども、野菜や果物などというカテゴリーの分類の中に具体的な商品の名前が並んでいるので、言葉の概念形成にも役立つと考えられます。

また、「ユニバーサルデザイン絵本6 おでかけまるちゃん」の裏面はすごろくになってありまして、小集団での学習場面で使うと、算数の学習において活用することもできます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

それでは、特別支援教育の教科用図書について採択をしたいと思います。

本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和5年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書として、本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上により、議案第42号「令和5年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、それぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。ありがとうございました。

続きまして、議案第43号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第43号「令和5年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

令和5年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号及び船橋市立高等学校管理規則第15条の規定に基づき議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長の船橋市立船橋高等学校長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

それでは、選定結果について、船橋市立船橋高等学校長、説明願います。

【市立船橋高等学校長】

市立船橋高等学校使用教科用図書の選定につきまして概要をご説明いたします。

本校は、普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では、文系、理系、 α 類系、国際教養の4コースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているため、77冊という数になっています。

本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、5月13日に第1回教科書選定委員会を開き、教科主任を中心とした教科書研究会を開くよう依頼いたしました。令和4年度入学生から新学習指導要領に基づいた教育課程に移行しておりますが、新学習指導要領改訂のポイントとして、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持していくことの上で改訂が行われております。

教科書研究会においては、このことを踏まえ、これまでの教科書採択の際に取り上げていた評価基準を大きく変えることなく見直しを行うとともに、再編された教科の設定趣旨をよく研究して、本校生徒の学力などの実態に見合った教科書を選ぶよう指示いたしました。

各教科で数回の教科書研究会を実施した後、6月10日に父母と教師の会会長と副会長を加えた第2回教科書選定委員会を開催し、選定趣旨の説明を行い、了承を得たことから、来年度は資料のと通りの教科書を選定することといたしました。

以上です。

【教育長】

ただいま船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

御校の生徒の学力を踏まえてということで、教科書選定をしていただきありがとうございます。

それで、その前提としまして、市立船橋高校における各教科の目標、それから課題等、また、御校の学校経営方針、あるいは教育目標との関連についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【市立船橋高等学校長】

本校の教育目標は、「知性を磨き、たくましい体力と豊かな情操を育て、勤労と責任を重んじ、自主性・創造性に富む、心身共に健康な生徒の育成を期する」でございます。

努力目標といたしましては、1つ、新教育課程の着実な実施、2つ、授業改善、進路の充実、3つ、ICTの活用の推進、4つ、広報活動の充実でございます。

今年度入学生から新たな教育課程での学習がスタートいたしました。本校の3学科の特性を生かすために、普通科の上級年次で商業科目や体育科目、逆に、商業科、体育科では学科科目以外の専門的内容の選択授業を設け、生徒の興味、関心に合わせて科目選択ができるようにいたしました。学ぶ意欲を重視し、豊かな心を育むため、グループ活動による課題解決学習やICTを取り入れた授業展開を多くの教員が実践しております。それぞれの科目で学校経営方針や学校教育目標に即した取組とするべく、各教科で研さ

んしながら日々の授業に臨んでおります。

以上でございます。

【朝倉委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

【鳥海委員】

非本質的な質問で申し訳ないのですが、教科書の内容重視、当然のことなのですが、意外と専門書とかの半分趣味の世界とかでいうと、本の造作がほぼ関係ない世界なのですが、古いスタディーかもしれませんけれども、この教科書においては比較的造本がそろっていることというのが好ましいといわれていたと思います。今回、特に英語とかで意外とサイズがばらばらだったりとかという、統一性がないなというふうに感じるのですが、それらについてのご意見とございますか、そういったものがございましたら教えてください。

【市立船橋高等学校長】

教科書の選定につきましては、各教科書会社の見本について、本校生徒の実態に合わせて内容や資料の見やすさ等を考慮して選定しておりますので、サイズの統一を図るということは特には考えてはございません。

以上でございます。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

先ほどのお話の中で、努力目標の一つにICTの活用の推進というものがあったと思うのですが、例えばデジタル教科書のようなものの導入というのは検討されているのでしょうか。もしありましたら、検討状況などを教えていただければと思います。

【市立船橋高等学校長】

デジタル教科書の導入等に関する検討状況ですが、予算等の関係もございますので、今後導入されれば活用していきたいという認識でございます。

現在は、それらも含めたICT環境の整備といたしまして、Wi-Fi設置やタブレット端末の台数の確保等を行っております。

以上でございます。

【教育長】

ほかに、小島委員、何かありますか。

【小島委員】

選定委員会の選定していただいたものは非常に考えていただいていると思うので、どちらかというところとちょっと感想めいた部分になるのですが、家庭科について、拝見させていただきました。

中でも、人とのコミュニケーションの取り方、Youメッセージ、Iメッセージという、ちゃんと大人の私たちが分かっているだろうかというようなところから記載があったりとか、DVとかLGBTとかSOGI、ワークライフバランス、児童虐待、介護、福祉、そういうものがちゃんとした身近な問題として取り上げられているというところで、今、家庭科はもしかしたら軽視されがちなのかもしれないですが、きちっと授業を行うことで市船の子たちはすばらしいというふうに言ってもらえるような教育ができればいいのではないかなと思いました。

また、食品ロスとかフードバンクというような今日的な課題もきちんと取り上げられていますし、インターネットショッピングのトラブル対応とか、消費生活の具体例も非常によく出ていて、弁護士としてもありがたいなと思った次第です。給与明細の見方が載っていたり、高校を出てどのような進路になるか、本当に様々だとは思いますが、でも、実生活で役に立つ内容ですので、高校卒業後に独り暮らしになるということも多いかとは思いますが、成人として身につけておく知識がちゃんと網羅されていて、とてもよい教科書だなというふうに思いました。

また、商業科で使う商業分野の教科書についても拝見しました。

全体的に具体例とか図解が多用されていてイメージしやすく、普通は高校に入ってから初めて学ぶような内容、今まで習ったことがあるものを復習がてらというのではなくて、本当はじめて出会う世界ということになると思うので、こういうイメージしやすいものを選ばれているというのはとてもいいと思います。ルビはちょっと多くつけられていたのはびっくりした部分もあったのですが、ただ、耳慣れない単語もやはり多い分野ではあるので、これから学んでいく生徒のモチベーションを下げないためにも本当に取っつきやすいものを選んでいただいているかなとは思っています。

以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第43号「令和5年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

全科目の教科用図書につきまして、選定委員会が選定した令和5年度選定教科書一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第43号「令和5年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、全科目の教科用図書について令和5年度選定教科書一覧のとおり採択し、可決いたしました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項（1）については、定例報告事項であるため説明を省略したいと思いますが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

せっかく校長先生が来ているので、甲子園少し残念でしたけれども、とても面白く見させていただきました。応援をさせていただきました。

野球だけに限らず、何か新聞でも市船の活躍が目立っているような気がいたします。もしかして吹奏楽部の効果もあったのかなんていうふうなことも考えてはいますけれども、久々に地域でも何か市船頑張れというような形の応援の声が多かったような気がいたします。

それも含めて、私たちのほうも地域でポスターをつくったりやらせていただいたこともありましたけれども、そんなので船橋が盛り上がるというのと、ちょっと感想です、そんなことを思いました。ありがとうございます。

【教育長】

他にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（4）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

【学務課長】

船橋市立船橋高等学校の令和4年度全国高等学校総合体育大会の資料以外の追加報告です。

水泳部男子につきまして、8月15日から出場しているところですが、中村海晟くんが50メートル自由形で5位となりました。他の種目は、残念ながら棄権、予選敗退となっております。

次に、資料にありませんが、吹奏楽部についてです。

8月6日に行われた千葉県吹奏楽コンクール予選で金賞を受賞しました。そして、12日に金賞受賞者のみで行われた本選に出場し、9月3日に開催される東関東吹奏楽コンクールに県代表として出場することが決まりました。

最後に、野球部についてです。

2回戦で敦賀気比高等学校と対戦し、船橋市立船橋高等学校は先制点を上げたものの、逆転されてしまいました。9回裏には3点返して猛追しましたが、あと一步及ばず、6対8で敗退しました。15年ぶり6回目となる全国大会出場でした。皆様方から心温まるご支援、ご声援、本当にありがとうございました。

以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

本当に市立船橋高校、この夏、校長先生、きっとお休みないのではないかと思うぐらい四国から甲子園から、いろいろ飛び回っていらしたと思いますけれども、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

続きまして、先ほど非公開と決しました議案第44号、議案第45号及び報告事項(2)、(3)の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第44号について、教育総務課から順に説明願います。

【教育総務課長】

議案第44号「令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。

まず、教育総務課からは、教育総務課が所管する放課後子供教室、愛称船っ子教室に係る補正予算の説明になります。

資料は、別冊2の18、19ページと28、29ページになります。

科目は青少年対策費、事業名、放課後子供教室推進事業費、補正額は606万1,000円です。

船っ子教室は、各小学校にご協力をいただき、校舎内の空き教室や授業で使わない時間帯に特別教室をお借りし、子どもたちが学習や遊びなど、自主的に活動する場として実施しておりますが、現在、1人1台端末の持ち帰りによるオンラインでの家庭学習を推進している中、学校によっては使用している教室に電波が届かないため、子どもたちが放課後等、船っ子教室での活動中にオンラインで端末の使用ができない状況にありました。

そこで、今回、端末を活用したオンラインでの学習機会を確保するため、電波が届かない、または届きづらい教室38か所にインターネット接続のためのアクセスポイントを整備するものでございます。

なお、補正予算の606万1,000円は、全額国の補正予算による交付金を活用するものとし、アクセスポイント機器38台分の備品購入費のほか、当該機器の教室への設置作業及びインターネット接続設定等に係る委託料を含めて計上しているものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

【学務課長】

別冊2、補正予算参考資料の26ページから31ページの各施設に係る電気料及びガス料の補正について説明いたします。

昨今の燃料供給不足による価格高騰を受け、市内の各施設全体に予算額の不足が見込まれるため、各施設について不足分の費用を補正するものです。

市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の電気料は、学務課において取りまとめて一括で入札し、単価を決定しております。また、それ以外の施設につきましては、一部を除き、財産管理課が一括で入札し、単価を決定しております。

いずれにつきましても、昨年10月1日に締結した契約が今年9月末で終了するため、10月以降は新たな契約をする必要があります。昨今の燃料供給不足による価格高騰を受け、現契約者や他の電力事業者と入札での新規契約が難しい状況であることから、東京電力パワーグリッド株式会社の電気最終保障供給に申込みを行い、電気最終保障供給約款に基づく単価から算出した決算見込額と当初予算額の差を補正予算額としております。

また、ガス料につきましては、消費者物価指数におけるガス代を参考指標とし、令和3年度からの伸び率を考慮して積算しております。

学務課が所管しております小学校は26ページの下段に、中学校は28ページの上段に、特別支援学校につきましては同じく28ページの中段にそれぞれ記載がございました。

学務課からは以上です。

【保健体育課長】

はじめに、別冊資料24ページ、25ページ、情報システム関連運営費、第3子給食費無償化に係るシステム対応費について説明いたします。

学校給食は、学校給食法に基づき児童生徒の健全な発達に資するとともに、児童生徒の食に関する正しい知識と食習慣を身につけるために重要な役割を果たしています。

給食費の平均月額ですが、小学校で約4,700円、中学校では約5,800円であり、年額にしますと小学校で約5万円、中学校では約6万円になります。これが多子世帯の場合、子どもの人数に応じて増額になるため、給食費が経済的に大きな負担となっています。

このようなことから、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の給食費無償化について、実施の方向で検討、準備を進めてまいります。

つきましては、第3子以降の給食費を無償化するに当たり、学校給食費管理システムをその内容に対応させる必要がございますので、今年度中にデジタル行政推進課の予算により学校給食費管理システムの改修を行います。

なお、一部新聞等で第3子以降給食費無償化に関し、県が補助を実施すると報道されておりますが、県から詳しい情報等はまだ通知されておりませんので、県からの補助に関して、現段階では未定となっております。

しかしながら、先般、千葉県知事が市町村や保護者の負担を軽減するため、市町村と連携した給食費無償化の支援について検討を進めるとの発言があったことや、県内近隣でも既に第3子以降の給食費無償化を実施している市があることから、本市でも実施に向けた準備を進めたいと考えております。

なお、資料の30、31ページにあります学校給食費の補正については、調理に使用しているプロパンガスの値上がりによる不足分を補正するものです。

説明は以上でございます。

【総合教育センター所長】

総合教育センターからは、別冊2の26ページ、27ページ、補正予算参考資料の内容についてご説明いたします。下から2段目の2点についてご説明します。

まずはじめに、1の教育センター運営費についてです。

これは、総合教育センターにおいて、教職員研修等で使用する端末をオンライン通信できるようにするため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、総合教育センターの1、2階及び5階視聴覚ホールにアクセスポイントを追加整備するものです。補正予算額は111万1,000円となります。内訳は記載のとおりとなります。

具体的な増設予定箇所は、1階の技術研修室、2階美術研修室と心理劇室、そし

て5階視聴覚ホール内の2か所の合計5か所ということになります。

理由といたしましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いオンライン研修が増加したことや、対面による研修においても密を避けるため定員数を減らし、複数の研修室を同時に利用し、研修を実施していることが上げられます。また、当センターの事業である研究委員会やそのほかの会議にインターネットに接続できる環境の必要性が高まっています。この事業を実施することにより、全ての研修室からインターネットにアクセスすることが可能となります。

続いて、2番の教育センター施設管理費についてです。

これについては、先ほど学務課から説明がありました電気料の値上がりによる不足分を補正するものであります。

以上でございます。

【市立船橋高等学校事務長】

別冊2の18ページと19ページ、28ページと29ページが市立船橋高校となります。

高等学校費の学校管理費のうち、備品購入費5,499万7,000円についてご説明いたします。

これは、48教室への電子黒板の設置とそれに伴う既存の黒板の板面の張り替え工事等に要する経費の合計額5,499万7,000円を補正予算として要望するものです。

現在、本校の多くの授業では、事前に準備した教材をプロジェクターで投影しながら説明するなど、教育効果を高める工夫をしながら各教員が授業を進めているところです。

これらの授業の実施に当たっては、教員がプロジェクターとスクリーンとパソコンを持って各教室に移動し、休み時間を利用して授業開始前までに設置作業を行ってから本題の授業に入っており、これらの作業の負担は大きなものとなっております。

また、プロジェクターは生徒の座席を移動させ、そこに教卓を置いて設置せざるを得ず、隣接する生徒はプロジェクターの高温や熱風にさらされ、必ずしも学習環境はよくない状況となっております。

一方で、今年度より市内の小・中学校で電子黒板の設置が完了し、今後は電子黒板で学んだ生徒が進学してくることから、本校でICT教育をどのように継続、推進していくかということも課題となっていました。このようなことから、今回、補正予算として要望させていただくものです。

今回の電子黒板の導入は、予定価格4,000万円以上の動産の取得となることから、補正予算に対する市議会での議決を経た後、契約についても別途その次の市議会での議決を経る必要があります、事務手続の終了までに一定の期間を要する見込みとなっております。それでも、年明け後の土日や春休み期間中を利用した工事の実施により、電子黒板の48教室への導入は令和4年度末までに完了できる見込みであることを申し添えいたしま

す。

なお、学校施設管理費の1,202万円については、学務課から説明がありました電気料及びガス料の値上がりによる不足分を補正するものでございます。

市立船橋高校からは以上です。

【文化課長】

コロナ禍の影響を受けております市民ギャラリーの指定管理者に対する補償金についてご説明いたします。

資料の別冊2、28ページ、29ページの中ほどにある文化施設費、市民ギャラリー管理運営費の欄をご覧ください。

今回は、令和3年4月から令和4年3月分までの1年間の指定管理料の不足分について追加の補償をするものです。内容としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の臨時休館や利用制限、利用者の利用控えにより、利用料や教室事業等の実施事業収入が減少した指定管理者に対し、企画財政部より示された補償の考え方に沿って指定管理に係る経費の不足を補うものでございます。

補償額の算定に当たっては、補償期間において、令和3年度の収入が支出を下回る額を基に追加の補償金を算定しております。また、補償の上限額は、3年度収入額とコロナ禍前の過去3か年の平均収入額を比較した際の減収額になります。これにより、283万6,000円を新たな補償額とし、補正額として算定するものです。

文化課からは以上でございます。

【生涯スポーツ課長】

続きまして、生涯スポーツ課から、ただいまご説明いたしました文化課と同様、コロナ禍の影響を受けております指定管理者への補償金についてご説明を申し上げます。

資料は別冊2、30、31ページ下段、体育施設費をご覧ください。

船橋総合体育館、船橋武道センターの指定管理者であります、ふなばしスポーツ健康パートナーズへの補償金ですが、令和3年4月から令和4年3月までの収支に基づき、指定管理料の不足部分の補償を行うものでございます。総合体育館管理費が1,955万4,000円、船橋武道センター管理費が206万5,000円となっております。

補償額の算定方法及び内容については、文化課長説明のとおりです。

引き続きまして、電気料についてご説明いたします。

生涯学習部所管の施設のうち、体育施設、30ページ下段から3段目並びに資料の28ページ、下から2段目の図書館、それから30ページ、一番上の郷土資料館の電気料につきましては、学務課から説明があったものと同様に、電気料の値上がりによる不足分を補正するものでございます。

生涯スポーツ課からは以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

ちょっと1点、電気料とガス料のところでお伺いをしたいのですが、基本的には電気料、ガス料も値上げの割合というのは一定なのかなというふうに思うのですが、費目というか、番号によってその掛け率が結構差があって、10%ぐらいのものもあれば45%ぐらいのものもあって、結構ばらつきが多いような気がするのですが、この辺、何か違いがある理由があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【学務課長】

電気料につきましては、まず基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料調整額の4つの要素によって、それぞれが上がっているという部分がありますので、それで計算をして出しております。

ガス料につきましては、先ほど申し上げた消費者物価指数における参考資料として伸び率を考慮して、昨年度の決算額に25%上乘せした額として計算しております。

以上です。

【朝倉委員】

ありがとうございました。

それぞれの項目によって倍率が違うという理解でよろしいわけですね。念のための確認です。

【学務課長】

詳しくまた確認していきたいと思います。申し訳ございません。

【朝倉委員】

気になったのが例えばなのでありますが、これはあくまでも例ですが、29ページの30番、特別支援学校費、学校管理費10番ですね。ここは補正額の前が2,268万円、これに対して975万円なので、結構45%ぐらい増えますよね。一方で、例えば同じ上のほうの55番の10、中学校費なんかですと20%ぐらいで、大体電気料金、ガス料金、共に全体的に30%ぐらいの値上げだと思うので、20%から30%の間に入るのが適切なのかなと思っていたのですが、大分低いところもあったりとか、次のペ

ージの31ページあたりのガス料というのは大分補正額が小さかったりとかしたので、ちょっと不思議だなと思った次第です。

【学務課長】

特に回答は。

【朝倉委員】

要りません。

【教育長】

ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第44号「令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第44号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号について、管理部より順次説明願います。

【管理部長】

議案第45号「令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。

内容は、令和3年度船橋市一般会計の決算の認定に関するものでございます。

資料は、別冊2の50ページ、51ページの表で、決算の概要についてご説明をいたします。

一般会計の歳出は51ページ、一番左の列の支出済額の欄、一番下のとおり、総額2,434億5,713万7,476円でございます。支出済額とは、一般的には歳出決算額といわれるものでございます。このうち、教育費の支出済額は268億2,336万7,828円となっております。資料には記載ございませんが、前年度の令和2年度の教育費の決算額と比較いたしますと、およそ63億5,000万円の減となっております。

この主な減額の要因といたしましては、塚田南小学校建設事業が令和2年度で完了し

ていますので、この事業で約31億円の減、GIGAスクール構想の推進のために令和2年度に小・中学校の校内の通信環境の整備、学習用の端末の購入等のICT機器整備を行いました。これは令和3年度には減少しておりますので、約27億円の減となっているものでございます。

次に、左から2番目の列、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

令和3年度に予算を計上したもののうち、令和4年度に繰り越して事業を執行するための額となりますが、この額、教育費においては18億3,625万7,000円を繰り越すこととしております。

そして、左から3番目の列、不用額の欄をご覧ください。

計上した予算が、実際の契約を行った結果、予算を下回ることにより、満額使われることがなく、文字どおり用いることがなく残った額が、教育費においては19億8,876万6,510円となりました。

教育委員会が所管する教育費の決算の概要の説明は以上となります。

続きまして、各所属から所管する事業に関する説明をいたします。

以上です。

【保健体育課長】

令和3年度予算の決算内容について、保健体育課からは3つの事業について説明させていただきます。

資料の別冊2の195ページ、196ページをご覧ください。資料の最下段の体育館整備費についてです。

事業内容は、老朽化している体育館内のバスケットゴール改修に係る内容です。湊中学校、宮本中学校、葛飾中学校、前原中学校、習志野台中学校の5校については、昭和46年度以前に体育館内のバスケットゴールが設置されており、老朽化が著しく、交換する部品もないため、修繕に当たり応急的な対応しか取れていない状況です。今後、施設課等が予定している体育館内の大規模な改修予定も当面ないことから、令和3年度に改修に係る設計委託を行いました。決算額が404万1,180円です。令和4年度に国の交付金を活用して改修工事を行います。

なお、今後、小学校23校においても中学校と同様にバスケットゴールの整備を順次計画的に実施していく予定です。

続いて、資料の205、206ページをご覧ください。学校体育活動事業費についてです。

事業内容は、水泳授業の民間委託に係る内容です。プールの老朽化が著しい丸山小学校、海神南小学校、西海神小学校、行田東小学校の4校においては、施設面の安全上、今後、大規模な改修等の手だてを加えなければ、プールの使用が困難な状況があります。

そのような状況の中、これまでどおり水泳の実技指導を継続して行うため、近隣でスイミングスクールを経営する民間業者から水泳場を借り上げ、併せて指導員による水泳指導を行いました。各学校、年間24時間実施し、1,286万6,700円の委託料となります。

続いて、資料の207ページ、208ページをご覧ください。

小・中、特別支援学校の給食費について、給食調理業務の委託や給食の食材料の調達など、学校給食全体の運営に係る内容です。

給食調理で給食調理業務の委託については、全中学校及び特別支援学校金堀校舎については既に委託は完了しております。小学校については、現時点で47校の委託が完了しております。現在、小学校が8校及び特別支援学校高根台校舎については直営で運営しておりますが、今後、調理員の退職者数を勘案し、関係部署と連携して計画的に委託を進めてまいります。

令和3年度の決算額は、小学校分で30億4,142万7,000円、中学校分で17億5,308万4,000円、特別支援学校分で5,206万9,000円です。

説明は以上になります。

【総合教育センター所長】

総合教育センターからは、令和3年度主要な施策の成果に関する説明書の内容のICT機器関係について3つの内容についてご説明いたします。

別冊2の185ページ、186ページをご覧ください。下から5段目にあります概要の1のICT支援員派遣事業費について、はじめに説明いたします。

この事業は、小・中、特別支援学校のICT化を支援するため、GIGAスクールサポーター及びICT支援員を業務委託したもので、国庫補助金を活用して1億730万5,000円の決算となります。

GIGAスクールサポーターは、GIGAスクール構想の推進を目的として総合教育センターに3名配置しました。主な業務としましては、技術に関する支援でICT活用に関する相談業務やICT機器の設定業務、修理、障害対応などを行いました。

また、17名のICT支援員は、5校に1人の割合で各学校に週1日巡回し、学校の教員や児童生徒の支援を行いました。主な業務としましては、授業支援や教材作成支援、ICT機器の準備、操作支援、研修の支援などになります。

続きまして、同じく185、186の下から4番目にありますICT学習支援事業費について説明します。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として国庫補助金を活用し、インターネット環境が整っていない児童生徒のいる家庭に対し、オンライン学習ができるようにモバイルルーター本体のみの4,410台整備しました。購入費は2,716万6,000円で、これは令和2年度の繰越明許費繰越し分ということになります。

最後に、ICT機器整備費について説明します。資料の187ページ、188ページをご覧ください。

小学校費、ICT機器整備費についてですが、国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、児童と同じ端末、iPadを教員用に設置しました。整備費は8,393万円です。新型コロナウイルス感染や実際の感染症蔓延時に児童生徒が端末を持ち帰り、オンライン学習をする際の操作指導や実際の画面確認、教材研究などを教員が適切に行うことを目的として、1学級に1台の割合で小学校に1,062台整備しました。

続いて、資料193ページ、194ページをご覧ください。

中学校費のICT機器整備費ということになります。中学校も同様の目的で、国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、生徒と同じ端末、Chromebookを教員用に整備しました。1学級に1台の割合で中学校に444台整備しました。整備費は3,354万9,000円です。

総合教育センターからは以上です。

【社会教育課長】

社会教育課、2事業についてご報告させていただきます。

資料199、200ページ中段になります。事業名、ふなばし市民大学校運営費です。

決算額2,000万3,000円のうち、令和4年1月末に廃止した視聴覚センター跡地への移転費用について、決算額が75万3,000円となりました。主な費用といたしましては、移転に伴う廃棄物処分委託費24万円、あと引っ越し業務委託費が32万円などとなっております。

次に、203、204ページ、事業名、視聴覚センター整備費です。

視聴覚センター廃止に伴い、市民大学校運営のための施設修繕等の費用で、決算額は702万8,000円です。主な費用といたしましては、施設修繕工事費が583万円、廃棄物処分委託費が109万円などとなっております。

以上です。

【文化課長】

文化課からは、主要事業の中から別冊2の199、200ページ、こちらの下から2段目の欄にあります文化振興費、市所蔵作品活用事業費466万円についてご説明いたします。

コロナ禍の中、新しい生活様式の下で自宅にいながら文化、芸術体験ができる機会を提供するため、市所蔵美術品をインターネット上で紹介する船橋市バーチャル美術館を開設する事業となります。この事業は、令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、566万1,000円の予算を計上していたものです。しかしながら、バーチャル美術館

の中核をなす椿貞雄と清川コレクション展が令和2年12月の開催であったため、令和2年度につきましては撮影までは終了しましたが、撮影画像編集後のホームページ構築作業を完了することができませんでした。そのため、466万円を令和3年度に繰り越し、ホームページの構築作業を進め、令和4年1月に公開いたしました。

掲載内容といたしましては、椿貞雄と清川コレクションのバーチャル展覧会のほか、市所蔵作品の解説や展覧会情報、収蔵作家のインタビュー動画、市の美術活動の経緯をまとめた年表、学校連携事業の様子などを盛り込み、市の美術施策を広く市民に紹介しています。委員の皆様もぜひご覧ください。

文化からの説明は以上となります。

【西図書館長】

西図書館から、続きましてご説明申し上げます。

資料は203、204ページの上段でございます。事業名、図書館管理運営費でございます。

松が丘公民館図書室並びに飯山満公民館及び八木が谷公民館図書コーナーの図書館とのネットワーク化に係る経費についてご報告申し上げます。

図書館管理運営費のうち、ネットワーク化に係る備品代等の費用といたしまして36万6,000円、また図書館システム管理運営費のうち、システム保守等の費用といたしまして59万5,000円、以上がネットワーク化に対応した費用でございます。

この整備によりまして、こちら3拠点におきましても図書館や他の公民館図書室などの資料の取り寄せや返却が可能となりました。

西図書館からは以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第45号「令和4年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第45号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項(2)について、施設課、報告願います。

【施設課長】

それでは、報告事項の（２）令和４年第３回船橋市議会定例会に提出予定の議案等に関する説明といたしまして、専決処分の報告についてご報告いたします。

別冊１の３ページ、４ページをご覧ください。

本件は、令和４年５月の教育委員会会議定例会において説明させていただきました専決処分の接触事故において、人身部分についても地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決し、９万７，３５０円を損害賠償額として市が全額支払うことで示談が成立したものです。

よって、令和４年第３回船橋市議会定例会において専決処分の報告を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（３）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

続きまして、本日お配りさせていただいた報告事項（３）専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、令和４年２月２２日午後２時２５分頃、船橋市二和東３－１４、交差点において、生涯学習部文化課の職員が運転する市の軽乗用車が右折する際、左方向から直進してきた相手方小型乗用車と接触し、双方の車両が破損したものであり、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決し、４万３，７４０円を損害賠償額として市が支払うことで示談が成立いたしました。

よって、令和４年第３回船橋市議会定例会において専決処分の報告を行う予定でございます。

文化課は、発掘現場に出向く業務が多く、安全運転を心がけるよう注意しておりましたが、改めて埋蔵文化財事務所を含め、課内において安全運転の周知徹底を図ったところでございます。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議８月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時19分閉会